

令和8年度

いの町

幼稚園・保育園・認定こども園・地域型保育事業所
入園申込案内



★必要書類が整っていない場合は受付できませんので、必ず内容をご確認ください。

★申込受付期間が決まっていますので、ご注意ください。

いの町教育委員会事務局 TEL:088-893-1922

〒781-2192 いの町 1700 番地 1

吾北教育事務所 TEL:088-867-2312

〒781-2401 いの町上八川甲 1934 番地

本川教育事務所 TEL:088-869-2331

〒781-2601 いの町長沢 123 番地 12

も く じ

1. 認定の種類と保育の必要性について	1
2. 教育認定・保育認定について.....	2
3. 園での生活について.....	3
4. 入園申込みについて.....	4
5. 入園申込みの注意点について.....	7
6. 申込み時の提出書類について.....	8
7. 就労証明書について.....	8
8. 体験入園及び説明会について.....	9
9. 利用者負担額について.....	10
10. 選考基準について.....	13
11. 本川へき地保育園について.....	14
○幼稚園・保育園・認定こども園・地域型保育事業所一覧.....	15
12. よくある質問（Q&A）	16

と じ こ み

○令和8年度 幼稚園・保育園・認定こども園利用希望申込書
（兼 施設型給付費・地域型保育給付費等支給認定申請書）

○入園申込添付書類

- *就労証明..... 2枚
- *求職活動申立書兼誓約書..... 1枚
- *保育施設におけるアレルギー疾患生活管理指導表（様式1）..... 1枚

○令和8年度いの町立本川へき地保育園利用希望申込書

○いの町保育施設位置図

1. 認定の種類と保育の必要性について

◆認定の種類

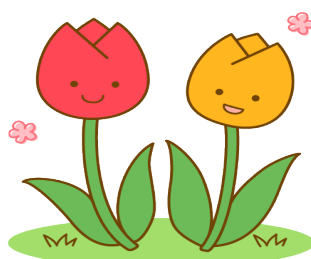
各施設を利用するためには、認定を受ける必要があります。保護者の就労等の状況により町が認定します。

	幼稚園	認定こども園	保育園
内容	学校教育法に位置づけられた幼児教育施設	幼稚園と保育園の機能を併せ持つ施設	就労等の理由により家庭で保育ができない保護者に代わりお子さんを保育する施設
認定	1号認定		2号認定（3～5歳） または 3号認定（0～2歳）
対象	4月1日現在、満3歳以上の就学前児童		保育を必要とする事由に該当する世帯の就学前児童

◆保育の必要性

2号認定・3号認定（保育の利用に必要な認定）を受けるためには、保護者がいずれかの事由に該当する必要があります。

保育を必要とする事由	入園期間
月48時間以上の就労	小学校就学前まで
妊娠・出産	出産予定日8週前の日が属する月の初日から 出産日8週後の日の翌日が属する月の末日まで
疾病・障害	医師の診断書等に記載されている期間
親族の看護・介護	
災害復旧	復旧に要する期間
求職活動	3ヶ月（※1回延長可能で最長6ヶ月まで）
就学	卒業または修了の日まで
育児休業（継続児のみ）	育児休業終了日まで
その他町長が認める事由に該当する場合	町長の認める期間



2. 教育認定・保育認定について

◆教育認定時間

1号認定（3歳以上）を受ける方は、保護者の就労等の有無に関わらず、教育標準時間（6時間）となります。

◆保育認定時間

2号認定（3～5歳）・3号認定（0～2歳）を受ける方は、勤務時間により「保育標準時間（11時間利用）」または「保育短時間（8時間利用）」に区分されます。

保育を必要とする事由	認定時間	
就 労（月48時間以上）	標準時間 〔就労時間が1ヶ月 120時間以上〕	短時間 〔就労時間が1ヶ月 48時間以上 120時間未満〕
妊娠・出産・疾病・障害 看護・介護・災害復旧・就学	状況に応じて標準時間・短時間に区分	
求職活動・育児休業中	短時間	

※短時間認定の方も就労形態により標準時間となる場合があります。

◆認定区分による利用可能時間（イメージ）

① 幼稚園

8:00	14:00	17:00
教育標準時間（6時間）		預かり保育

② 公立保育園

7:30	8:00	16:00	18:30
	保育短時間で利用可能な時間（8時間）		
	保育標準時間で利用可能な時間（11時間）		

* 神谷保育園は開園時間が7時。本川へき地保育園については14ページ参照。

③ 私立保育園

7:00	8:00	16:00	18:00	19:00
	保育短時間で利用可能な時間（8時間）			
	保育標準時間で利用可能な時間（11時間）			延長保育

④ 認定こども園

7:30	8:00	14:00	16:00	18:30
	教育標準時間（6時間）			
	保育短時間で利用可能な時間（8時間）			
	保育標準時間で利用可能な時間（11時間）			

3. 園での生活について

◆園での一日

園によって多少の違いはありますが、おおむね下記のとおりです。

◆給食

基本的に、3歳未満児は主食及び副食給食、3歳以上児は副食給食です。そのため、3歳以上児は主食を持参していただきます。

表と異なる部分等は、各園の説明会で説明予定です。(日程はP9)

給食	主食（ごはん等）	副食（おかず）	給食代
3歳児未満クラス	○	○	利用料に含まれる
3歳児以上クラス	×（持参）	○	無料

【園での1日の流れ】

*月～金曜日

	乳児組（3号認定）	幼児組（1号認定、2号認定）	
開園	7:30～	7:30～ 受け入れ、視診（2号）	
登園	受け入れ、視診	8:00～ 受け入れ、視診（1号）	
活動	9:00 好きな遊び 朝のおやつ 課題遊び、散歩 絵本読み聞かせ等	9:00 持ち物の整頓 自ら選んで行う活動 学級・園全体で行う活動 課題活動等	
給食	11:30 給食準備・給食	11:30 配膳・給食	
午睡	13:00 午睡	13:00 （1号認定） 絵本読み聞かせ等・ 降園活動 14:00 降園	13:00 （2号認定） 絵本読み聞かせ等・ 午睡
降園	15:00 目覚め・午後のおやつ 好きな遊び 16:00 順次降園	15:00 目覚め・おやつ 自ら選んで行う活動 16:00 順次降園	
閉園	18:30	18:30	



*開園時間：神谷保育園・伊野保育園・あいの保育園は7時。伊野幼稚園・本川へき地保育園は8時。

*閉園時間：あんずのぽっけ・本川へき地保育園は18時。伊野保育園・あいの保育園は19時。

◆土曜保育実施園・時間

あいの保育園・15時まで、あんずのぽっけ・11時30分まで、その他・12時30分まで
伊野幼稚園、本川へき地保育園では実施していません。

◆休園

日曜日及び祝日、年末年始（12月29日～1月3日）は休園日となります。

※1号認定の方は上記に加え、土曜日が休みとなります。また、春休み、夏休み、冬休みがあります。

◆ならし保育（2・3号認定者）

新規入園児は、入園後にならし保育を実施しています。期間はお子さんの慣れ具合によって違いますので、入園後に園と相談してください。

※4月入園前のならし保育についてはP17のQ&A7参照

4. 入園申込みについて

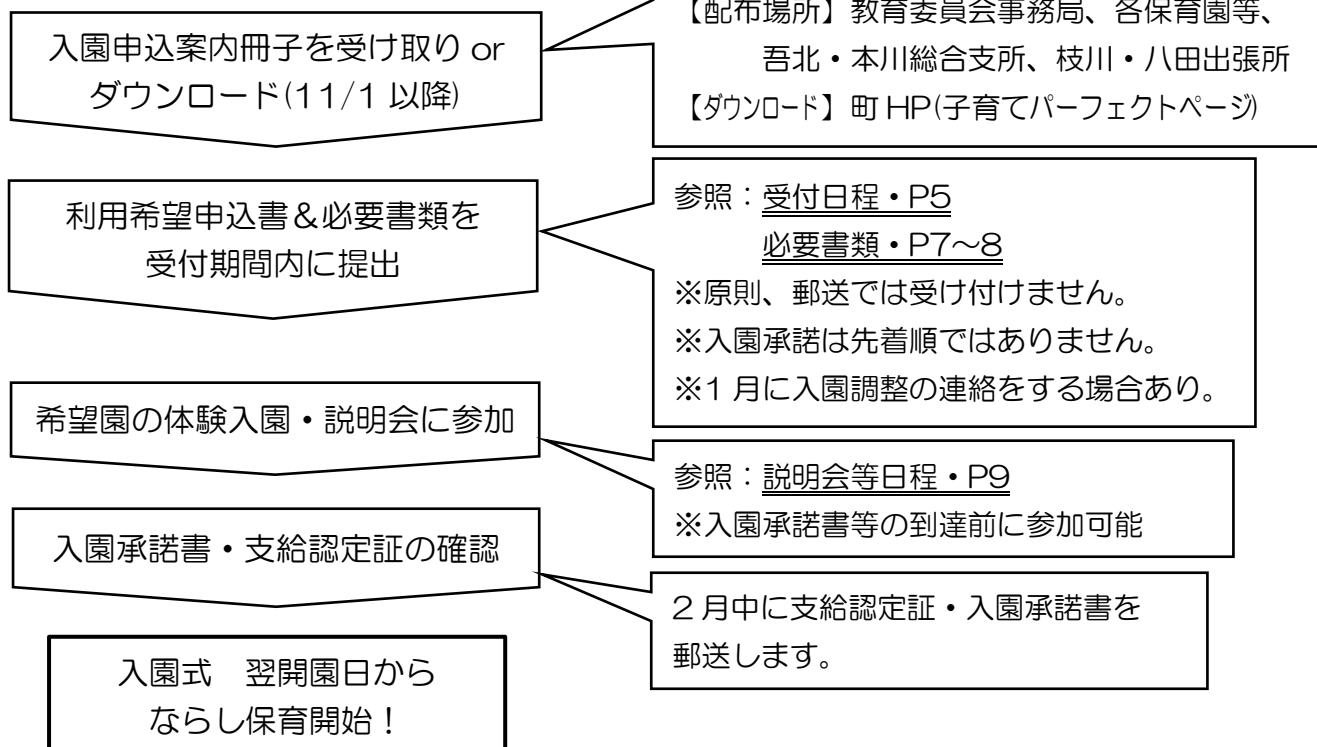
◆申込みできる児童

いの町に居住し、「住民登録をしている世帯」を対象とし、1号・2号・3号認定を受けた児童となります。転入予定である場合も申込みをすることができますが、入園日までに転入していない場合は内定取り消しとなります。

また、いの町外の施設へ入園を希望される場合は「広域入所」という制度がありますので、詳しくは、いの町教育委員会事務局までお問い合わせください。

◆申込み方法（①4月入園希望、②年度途中入園希望）

① 4月入園希望者 申込の流れ



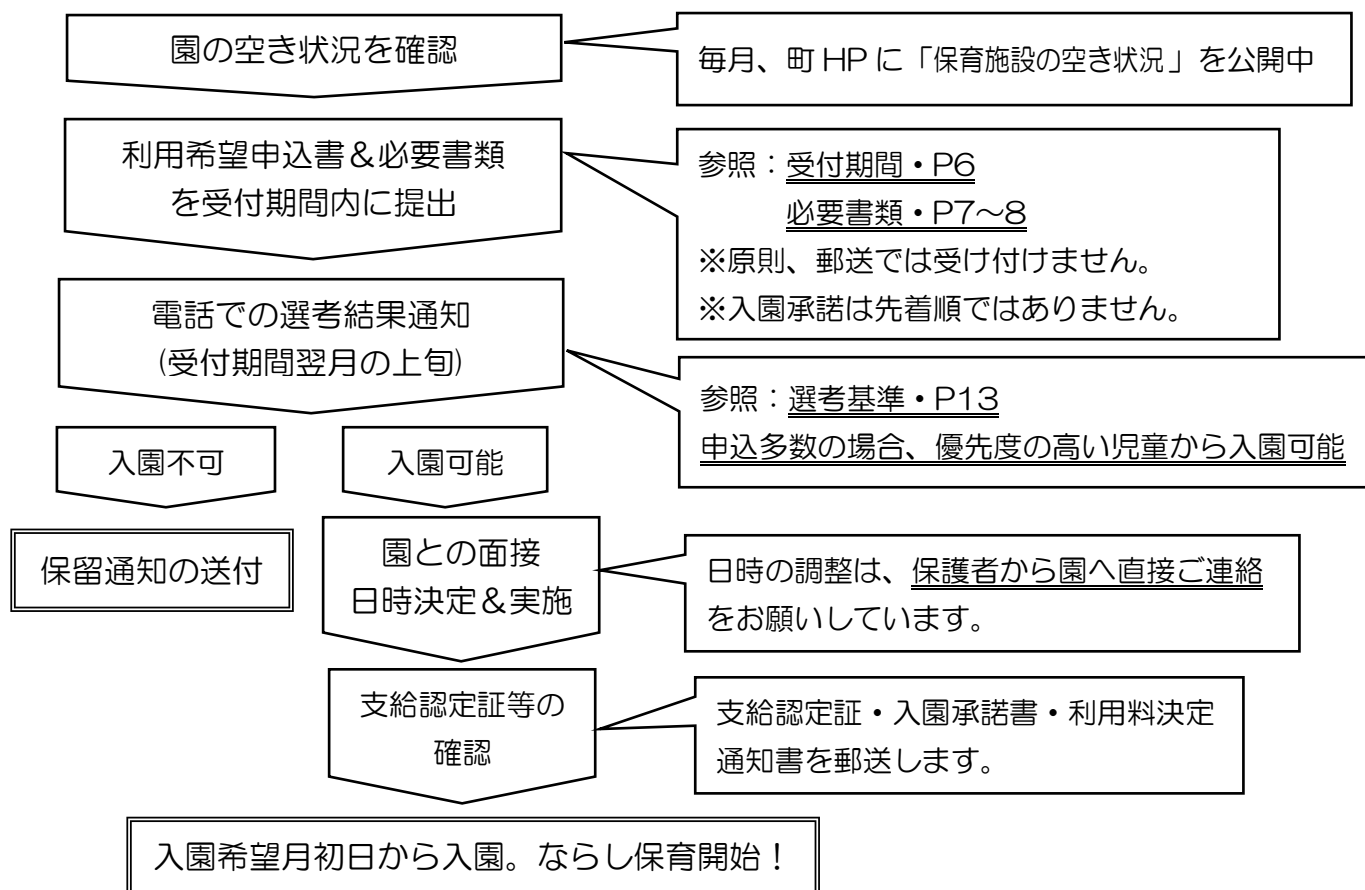
令和8年度4月入園受付日程表

施設名	定員	対象児年齢	申請受付場所	受付期間	受付時間
伊野幼稚園 ☎892-1428	95名	令和5年4月1日以前に 生まれた乳幼児	教育委員会 事務局	令和7年 12月1日(月) ～ 12月22日(月) ※	8時30分 ～ 17時15分
伊野保育園 ☎892-0303	110名	令和7年12月1日以前に 生まれた乳幼児			
あいの保育園 ☎891-6400	110名	令和8年1月1日以前に 生まれた乳幼児			
天神保育園 ☎893-2417	110名	令和7年10月1日以前に 生まれた乳幼児			
神谷保育園 ☎893-2532	30名	令和7年10月1日以前に 生まれた乳幼児			
川内保育園 ☎892-1099	60名	令和6年10月1日以前に 生まれた乳幼児			
八田保育園 ☎892-2255	30名	令和6年10月1日以前に 生まれた乳幼児			
認定こども園 えだがわ ☎892-2254	235名	令和7年10月1日以前に 生まれた乳幼児			
家庭的保育事業所 あんずのぼっけ ☎090-2824-0481	5名	令和5年4月2日～ 令和7年10月1日に 生まれた乳幼児	教育委員会 事務局・吾北 教育事務所		
認定こども園 ごほく ☎868-2364	60名	令和7年11月1日以前に 生まれた乳幼児			
本川へき地保育園 ☎869-2232	25名	令和7年4月1日以前に 生まれた乳幼児	本川教育 事務所 本川へき地 保育園		

※ 受付期間を過ぎても2月末まで随時受付を行います。希望する園に欠員が生じた場合の選考対象となります。



② 年度途中入園希望者 申込の流れ



年度途中入園希望 申込み受付期間

入園希望月	受付期間	入園希望月	受付期間
5月	令和8年3月2日(月) ～3月31日(火)	11月	令和8年9月1日(火) ～9月30日(水)
6月	令和8年4月1日(水) ～4月30日(木)	12月	令和8年10月1日(木) ～10月30日(金)
7月	令和8年5月1日(金) ～5月29日(金)	1月	令和8年11月2日(月) ～11月30日(月)
8月	令和8年6月1日(月) ～6月30日(火)	2月	令和8年12月1日(火) ～12月25日(金)
9月	令和8年7月1日(水) ～7月31日(金)	3月	令和9年1月4日(月) ～1月29日(金)
10月	令和8年8月3日(月) ～8月31日(月)		

5. 入園申込みの注意点について

◆月途中の入園

原則、入園は月初日からですが、保育の緊急性が高いと思われる場合は、月途中での入園が可能です。※利用料についてはP10 参照

◆入園可能月(2・3号認定者)

就労等開始日により入園できる月が異なります。

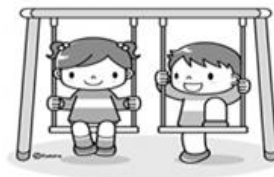
入園可能月	就労等開始日
就労等開始月の前月～	1日～14日
就労等開始月～	15日～月末

例：4月入園 ⇒ 5月14日までに復職または就労予定の必要あり

例：5月入園 ⇒ 5月15日から翌月14日までに復職または就労予定の必要あり

◆注意事項

- ① 入園承諾は、先着順で決定するものではありませんので、受付期間内にお越しください。
- ② 受付期間を過ぎた時は2月末まで随時受付を行います。希望する園に欠員が生じた場合の選考対象となります。(4月入園分のみ)
- ③ 入園児数等の状況により、混合保育を行う場合があります。
- ④ 郵送による受付は行っていません。
- ⑤ 書類が整っていない場合は受付できません。



～お申込みの際には、下記の2点を必ずお持ちください～

①本人確認書類(申込書提出者のみ)

②家族全員分の個人番号カード・通知書(個人番号記載の住民票でも可)

※本人確認書類をお持ちでない場合は申込書の受付ができません。

・本人確認できるもの(官公署発行の顔写真付証明書)

運転免許証・個人番号カード・住民基本台帳カード・身体障害者手帳・療育手帳・パスポート・在留カード・特別永住者証明書

・上記以外の場合(下記のいずれか2点が必要)

介護保険証・年金手帳・年金証書・診察券・キャッシュカード等

6. 申込み時の提出書類について

(添付書類が整っていない場合は受付ができませんので、ご注意ください！)

申込書はお子さん1人につき1枚、添付書類は保護者1人につき1枚提出してください。

1号認定

①利用希望申込書(表面のみ)

②保育施設におけるアレルギー疾患生活管理指導表

(園においてアレルギー疾患による除去食対応等の必要な方は必須)

③その他(課税証明書等の提出をお願いする場合があります)

2・3号認定

①利用希望申込書

②保育を必要とする事由に応じた下表に記載された必要書類

保育を必要とする事由	必要書類
就労	就労証明書(自営業は確定申告書の写し等も必要)
妊娠・出産	母子手帳の写し ※表紙と出産予定日の記載ページ
疾病・障害・親族の看護・介護	診断書、身体障害者手帳等、状態を証する書類
災害復旧	罹災証明書の写し
求職活動	①ハローワークカード等、求職活動を証する書類 ②求職活動申立書兼誓約書 ※入園承諾期間は3ヶ月。以降は、1回に限り延長が可能。
就学	①就学を証する書類、②時間割等がわかる書類
育児休業(継続児のみ)	育児休業期間が記載された就労証明書

③保育施設におけるアレルギー疾患生活管理指導表

(園においてアレルギー疾患による除去食対応等の必要な方は必須)

④その他(課税証明書等の提出をお願いする場合があります。)

7. 就労証明書について

就労証明書は、勤務先や勤務形態、就労時間等が変更になる度に提出が必要となります。就労証明書の様式はいの町教育委員会事務局や各園にあるほか、ホームページからダウンロードしていただけます。電子的作成ができるため効率的ですので、勤務先の事業所にその旨お伝えください。

◆自営業の方の添付書類

自営業の方は、上記就労証明書に確定申告書の写し(※)を添付してください。

(※)提出できない場合は、営業許可証・登記事項証明書・契約書でも可

8.体験入園及び説明会について

各施設では、新規入園児を対象とした体験入園及び説明会を下記の日時で実施しますので、入園承諾書等の到達を待たず、入園予定の園の説明会にぜひご参加ください。

1 月中に教育委員会事務局からの連絡がなければ、第 1 希望の園に内定していると思っていただいて構いません。

施設名	日	時
八田保育園	令和 8 年 2 月 5 日 (木)	10:00~11:00
神谷保育園	令和 8 年 2 月 6 日 (金)	10:00~11:00
本川へき地保育園	令和 8 年 2 月 6 日 (金)	10:00~11:00
伊野保育園	令和 8 年 2 月 13 日 (金)	9:30~11:00
認定こども園 ごほく	令和 8 年 2 月 17 日 (火)	9:30~10:30
あいの保育園	令和 8 年 2 月 17 日 (火)	9:30~11:00
川内保育園	令和 8 年 2 月 18 日 (水)	10:00~11:00
認定こども園 えだがわ	令和 8 年 2 月 19 日 (木)	9:30~11:00
天神保育園	令和 8 年 2 月 20 日 (金)	9:30~11:00
伊野幼稚園	令和 8 年 2 月 25 日 (水)	10:00~11:00
オープンようちえん	令和 7 年 12 月 16 日 (火)	9:00~11:00

※駐車台数に限りがありますので、できるだけ徒歩または公共交通機関でお越しください。

※在園児の登園で混み合いますので、9 時 15 分以降の来園にご協力をお願いします。

※あんずのぽっけは体験入園を行いません。見学は随時受け付けております。

※オープンようちえん(伊野幼稚園)…体験入園に先立ち、製作・劇・外遊びや保育室等を自由に見学いただけます。



9. 利用者負担額について

◆利用料の決定

利用料は保護者の市町村民税所得割課税額が算定基準となります。共働きの場合、父母それぞれの所得割課税額を合算します。4月から8月分までは令和7年度分、9月から3月までは令和8年度分の課税額により決定し、4～8月分・9～3月分に分けてお知らせします。

◆算定スケジュール（予定）

月	決定月	基準となる課税額
4～8月分	4月中旬	令和7年度市町村民税所得割課税額
9～3月分	9月中旬	令和8年度市町村民税所得割課税額

父母の収入で生計を維持できないと判断される場合（生活保護法による年間の最低基準以下の場合）は同一家屋に居住する祖父母またはその他の扶養義務者うち収入の多い方の課税状況を合算して決定します。

※ただし、次の各号のいずれかに該当すると認められる場合は別世帯と見なします。

（１）当該家屋について、区分登記が可能な場合

（２）当該家屋について、居住可能な独立した生活空間(居室、台所、トイレ等)が別々に確保されている場合

（３）当該家屋において、生活していく上で必要な公共料金(電気、ガス使用料、水道料、固定電話料等)が別々に請求され、支払いがされている場合

◆利用料の更正

確定申告（修正申告等）をされ、市町村民税が変更となった場合や、家庭状況（家族構成、就労状況等）に変更があった場合は、利用料が変更になる場合がありますので、教育委員会事務局へ必ず申し出してください。

◆月途中の入園・退園の利用料

利用料は、「月額×在籍日数÷25日」で計算します。（10円未満切り捨て）

◆利用料の口座振替日

12月を除いて毎月末となっています。（12月分…12月25日）

※振替日が土・日・祝日にかかる場合は翌開庁日となります。

◆滞納処分

督促状送付のほか、電話や文書による催告を行っておりますが、納付いただけない場合は、滞納処分として財産の差押えを執行することとなります。

◆納付方法

原則口座振替となりますので、必ず金融機関にて口座振替の手続きを行ってください。

口座振替取扱金融機関

四国銀行・百十四銀行・高知銀行・高知信用金庫・四国労働金庫
ゆうちょ銀行・高知県農業協同組合

令和8年度 月額利用料基準額表(案)

階 層 区 分			3歳児クラス未満	
			標準時間	短時間
第 1 子	A	生活保護世帯	0円	0円
	B	市町村民税非課税世帯	0円	0円
	C	所得割課税額 48,600円未満	19,500円	19,300円
	D1	所得割課税額 48,600円～57,000円未満	25,300円	24,900円
	D2	所得割課税額 57,000円～97,000円未満	28,400円	28,000円
	D3	所得割課税額 97,000円～111,600円未満	32,100円	31,600円
	D4	所得割課税額 111,600円～169,000円未満	39,000円	38,400円
	D5	所得割課税額 169,000円～209,500円未満	46,000円	45,300円
	D6	所得割課税額 209,500円～301,000円未満	50,000円	49,200円
	D7	所得割課税額 301,000円～397,000円未満	54,000円	53,100円
	D8	所得割課税額 397,000円以上	55,200円	54,300円

◆3歳児クラス以上は無料です。※年度途中で満3歳になっても利用料はかかります。

① ひとり親世帯・在宅障害児(者)のいる世帯

市町村民税所得割課税額が77,101円未満なら、第1子は9,000円(3歳児未満)、第2子以降は無料となります。77,101円以上なら、上記の基準額表が適用されます。

区分	市町村民税所得割課税額	軽減区分
第1子(3歳児未満)	77,101円未満世帯 (基準額表C～D2の一部)	9,000円
第2子以降		無料

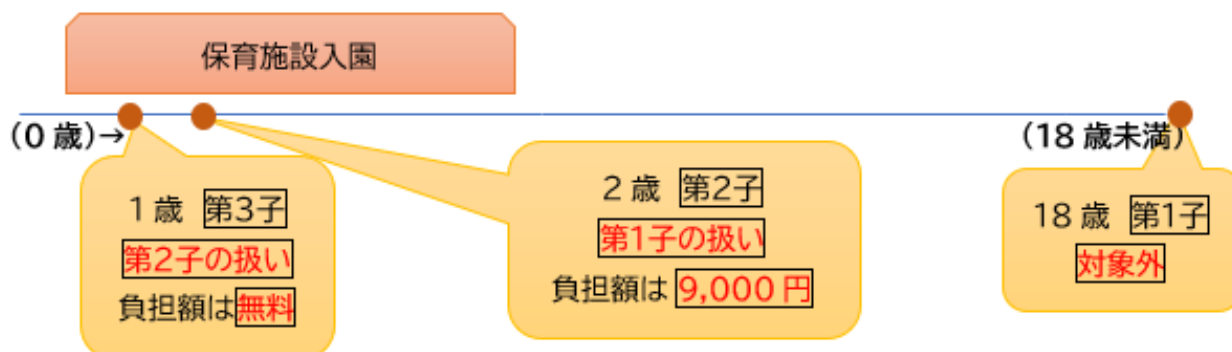
② 月額利用料基準額表のA・B及び①以外の世帯

第2子は、所得割課税額が57,700円未満(基準額表C～D2の一部)なら無料、57,700円以上(基準額表D2の一部～D8)なら半額、第3子以降はいずれも無料です。

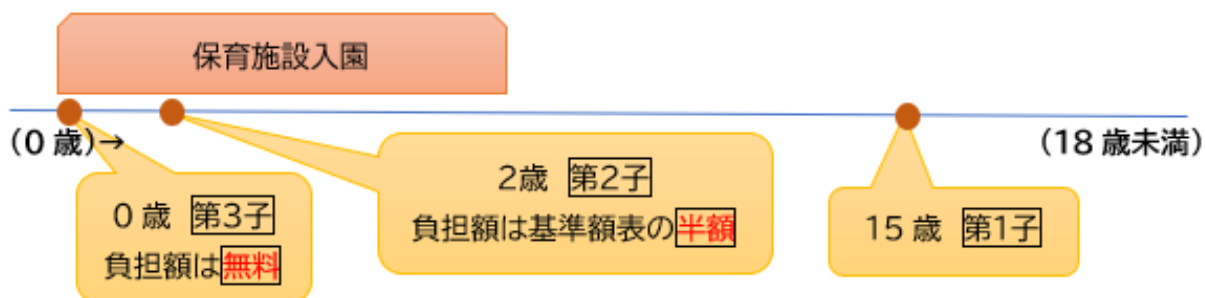
区分	市町村民税所得割課税額	扶養しているお子さんの カウントの範囲	軽減区分
第2子	57,700円未満世帯 (基準額表C～D2の一部)	年齢制限なし	無料
	57,700円以上世帯 (基準額表D2の一部～D8)	18歳未満 (当該年度4月1日時点)	上記基準額表負担額の半額
第3子以降	制限なし	18歳未満 (当該年度4月1日時点)	無料

◆P11.①、②の第何子かの基準(対象範囲)は当該年度4月1日時点で18歳未満の方が対象です。例は次のとおりです。

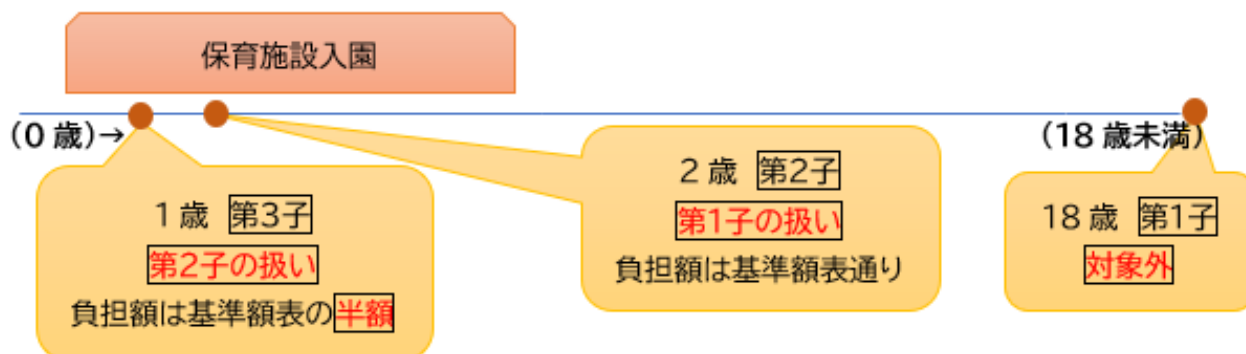
【例1】①のイメージ(所得割課税額77,101円未満世帯の場合)



【例2】②のイメージ(所得割課税額57,700円以上世帯の場合)



【例3】②のイメージ(所得割課税額57,700円以上世帯の場合)



10. 選考基準について

入園希望者が多数の場合、下記の基準により選考のうえ入園の決定を行います。

保護者の状況	細目	指数
就労 実働時間(時間外就労を除く)により、細目を区分する。 就学 休憩及び通学時間を除き、保育にあたることができない 日数及び時間をもとに細目を区分する。	月140時間以上就労・就学を常態としているもの	20
	月120時間以上140時間未満就労・就学を常態としているもの	18
	月100時間以上120時間未満就労・就学を常態としているもの	16
	月80時間以上100時間未満就労・就学を常態としているもの	14
	月48時間以上80時間未満就労・就学を常態としているもの	12
疾病・障害	療育手帳、身体障害者手帳、介護保険被保険者証の認定要介護者、精神障害者保健福祉手帳	20
	通院(入院)証明書の意見書 1. 保育困難	20
	通院(入院)証明書の意見書 2. 保育が一部困難	15
	通院(入院)証明書の意見書 3. 日常生活に特に支障なく、保育可能	10
	自宅療養 1. 保育困難	10
	自宅療養 2. 日常生活に特に支障なく、保育可能	5
介護・看護	介護される人の要介護度が要介護3～5	20
	介護される人の要介護度が要支援1・2、要介護1・2	15
妊娠・出産	出産予定日の前後2か月間	5
災害復旧等	風水害、火災、地震等の被災等	40
求職活動	求職活動をしている(就労未定)	5
調整加算点数		指数
ひとり親世帯(同居者または援助者がいない場合)		40
継続児童(保育を必要としていること)		10
自家用車での送迎が不可能である		10
入園を希望する同一の施設に在園している児童(きょうだい)のいる世帯または入園申込児が2名以上いる		10
保育士として就労(内定)している場合		10
保護者の勤務が不規則である		5
保育料滞納世帯	3か月以上の滞納がある場合、もしくは3か月以上にわたり納付約束を履行しない場合	-20
指数が同点の場合の決定基準		指数
保護者の合計就労時間	比較世帯のうち、1番目に長い世帯	10
	比較世帯のうち、2番目に長い世帯	5
	比較世帯のうち、3番目に長い世帯	3
特定教育保育の必要時間	比較世帯のうち、1番目に長い世帯	10
	比較世帯のうち、2番目に長い世帯	5
	比較世帯のうち、3番目に長い世帯	3
希望施設	居住地の校区内に所在する施設希望	5
	居住地の校区内の小学校にきょうだい児が通学している	5
勤務日	土曜日が勤務日である	5

11. 本川へき地保育園について

◆申込みのできる児童

いの町に居住し、「住民登録をしている世帯」の児童を対象とします。

転入予定である場合も申込みをすることができますが、入園日までに転入していない場合は内定取り消しとなります。

◆申込み方法

別紙申込書を受付期間内に提出してください。

受付期間	令和7年12月1日（月）～12月22日（月）
受付場所	本川教育事務所・本川へき地保育園
受付時間	8：30～17：15

◆利用可能時間（イメージ）

8:00	8:30		16:00	18:00
	通常開園時間（7 時間 30 分）			
時間外を含めた利用可能な時間（10 時間）				

◆利用料の決定・算定スケジュール（予定）

利用料の決定方法及び算定スケジュールはP10と同じです。

◆3歳未満月額利用料

区分	住民税所得割額	扶養しているお子さんの カウントの範囲	月額利用料
第1子			8,000円
第2子	57,700円未満世帯	年齢制限なし	無料
	57,700円以上世帯	18歳未満 （当該年度4月1日時点）	4,000円
第3子以降		18歳未満 （当該年度4月1日時点）	無料

※ 3歳以上のお子さん及び3歳未満の非課税世帯のお子さんは無料となります。



幼稚園・保育園・認定こども園・地域型保育事業所一覧

幼稚園名	所在地	定員	電話番号	運営主体	対象児	開園時間
伊野幼稚園	いの町 柳町 12	95	892-1428	いの町	満 3 歳～ (4月1日時点)	8:00～ 14:00

保育園名	所在地	定員	電話番号	運営主体	対象児	開園時間
八田保育園	いの町 八田 848	30	892-2255	いの町	満 1 歳半～	7:30～ 18:30
川内保育園	いの町 鎌田 204	60	892-1099	いの町	満 1 歳半～	7:30～ 18:30
天神保育園	いの町 駅南町 10	110	893-2417	いの町	満 6 ヶ月～	7:30～ 18:30
神谷保育園	いの町 神谷 1508	30	893-2532	いの町	満 6 ヶ月～	7:00～ 18:30
伊野保育園	いの町 元町 31	110	892-0303	社会福祉法人 伊野厚生事業協会	満 4 ヶ月～	7:00～ 19:00
あいの保育園	いの町 天王南 1-1-1	110	891-6400	社会福祉法人 はってん福祉会	満 3 ヶ月～	7:00～ 19:00
本川へき地保育園	いの町 長沢 4-2	25	869-2232	いの町	満 1 歳～	8:00～ 18:00

認定こども園名	所在地	定員	電話番号	運営主体	対象児	開園時間
認定こども園 えだがわ	いの町 枝川 5811-1	235	892-2254	いの町	満 6 ヶ月～	7:30～ 18:30
認定こども園 ごほく	いの町小川 西津賀才 553	60	868-2364	いの町	満 5 ヶ月～	7:30～ 18:30

事業所名	所在地	定員	電話番号	運営主体	対象児	開園時間
家庭的保育事業所 あんずのぼっけ	いの町 3173	5	090- 2824-0481	植田奈穂実	満 6 ヶ月～ 3歳になる年度末	7:30～ 18:00

(土曜保育) 12:30まで ⇒ 八田・川内・天神・神谷・伊野 各保育園

えだがわ・ごほく 各認定こども園

15:00まで ⇒ あいの保育園

11:30まで ⇒ あんずのぼっけ

休園 ⇒ 伊野幼稚園、本川へき地保育園

12. よくある質問(Q&A)

Q1. 保育園でのクラス分けは？

A1. 4月1日時点での子どもの年齢を基準にクラスが決まります。例えば、5月に1歳の誕生日を迎える子が4月に入園する場合、4月1日時点では0歳なので、0歳児クラスになります。また、5月に生まれた子が、その年の12月に0歳児クラスに入園したとします。翌年4月1日時点でその子は0歳ですので、もう1年間「0歳児クラス」となります。

Q2. 保育園等の見学はできますか？

A2. 保育園等で随時受付しています。事前に保育園等に電話で連絡していただき、見学の日程調整をしたうえで、ご見学ください。

Q3. 対象児童が「満6か月～」の保育園に預けたいが、満6か月になる月の初日から入園できる？

A3. 月初日に対象年齢を満たしている必要があります。例えば、5月10日がお誕生日のお子さんは、11月10日に満6か月を迎えますので、12月から入園が可能となります。

Q4. 内職やアルバイトでも就労になりますか？

A4. 月48時間以上であれば就労として認められます。複数の職の累計でも可能です。

Q5. 入園申込は毎年必要ですか？

A5. 通園中の園を継続する場合は不要です。広域入園は毎年のお申込が必要ですので、対象者には個別にご案内しています。

Q6. いの町に転入する予定です。申込ができますか？

A6. 転入することを前提に、通常通り申込が可能です。ただし、入園日（月初日）までにいの町に住民登録をしていただくことが必要です。

Q7. 4月入園前にならし保育をして、4月からは本格的に預けたいですがどうすればいいですか？

A7. 3月入園をする必要があります。ただし次の要件があります。①3月初日時点で希望園の入園可能月齢に達している ②園に空きがある ③受付期間内に申し込み選考を通過する

Q8. 今は育休中ですが、年度途中の入園希望です。入園希望月翌月の15日以降復職予定でも申し込みできますか？

A8. 入園可能なのは入園の翌月14日までに復職される方ですが、復職が15日以降であっても、14日以前までの育休短縮が可能であれば申し込み可能です。ただし、入園までに職場に確認させていただきますので、入園決定連絡後に速やかに、育休短縮の旨を職場に申し出てください。

Q9. 入園説明会に参加できそうになかったらどうすればいいですか？

A9. 2月以降に入園希望園または教育委員会事務局にご連絡ください。

Q10. 2歳児クラスに在園中で、年度途中で3歳になります。保育料を払っていますが3歳になったら無料ですか？

A10. 保育料が無料になるのは3歳児クラスからです。年度途中で満3歳になっても、2歳児クラスの間は保育料をご負担いただきます。

Q11. 市町村民税所得割課税額にはふるさと納税の控除は含まれますか？

A11. 含まれません。ご自宅に届く税額の決定通知書にふるさと納税のほか、住宅ローン控除等の控除がある方は、控除前の金額が算定基準となります。(外国税額控除、配当控除も控除対象外)

Q12. 就労から産休・育休に入ったり、仕事をやめたりしたときは何か届出が必要ですか？

A12. 保育の必要性(P1)ごとに認定をするので、必要書類(P8)と共に変更申請書をご提出いただく必要があります。まずは通園中の園に申し出てください。